

# はあ〜てい

11月1日号

2012

「はあ〜てい」は英語で「心の温かい」、「真心のこもった」という意味をもつ「Hearty」の読みを日本語表記したものです。



益田駅前にて



匹見にて



美都にて



スーパー前にて

**『赤い羽根共同募金』(10.1~12.31)にご協力を願います**

益田市共同募金委員会

10月1日から、全国一斉に赤い羽根共同募金運動が展開されています。

初日の10月1日には、高校生や福祉関係者、助成受益団体などの協力を得て、益田駅や官公庁、スーパーの前などで、啓発を兼ねて街頭募金活動を行いました。

お寄せいただいた心温まる募金は『じぶんの町を良くするしくみ』として、高齢者や障がい児・者、児童・青少年等の各種福祉事業に活用させていただきます。

引き続き市民の皆様のご理解をいただき、12月1日から始まる歳末たすけあい募金についても、たすけあいの心が広がりますようご協力をお願いします。

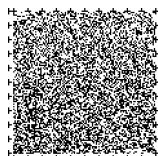
◇募金は、益田市社協本所および、美都・匹見支所で受付けております。

◇赤い羽根共同募金の詳しい内容は、

『赤い羽根ホームページ』


<http://www.akaihane.or.jp/>

をご覧ください。



発行：社会福祉法人 益田市社会福祉協議会  
編集：益田市社会福祉協議会広報運営委員会

〒698-0036 益田市須市町3-1  
TEL:0856-22-7256 FAX:0856-23-4177  
社協e-mail:masuda\_h@masuda-shakyou.or.jp  
社協ホームページ <http://masuda-shakyou.or.jp/>

 この広報紙には、赤い羽根共同募金の配分金が使われています。

## 生活福祉資金貸付制度のご案内

「生活福祉資金貸付制度」とは、収入が少ない世帯、障がい者や高齢者のいる世帯に対して貸し付けを行う制度です。民生委員と社会福祉協議会が相談に応じ、経済的な安定や社会参加、在宅福祉の推進を目的としています。貸付金には次の種類があります。

### ○ 総合支援資金

(生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費)  
 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な賃金を必要とし、貸付を行うことにより、自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金です。

### ○ 福祉資金

(福祉費)  
 日常生活を送る上で、又は自立生活に役立てるために一時的に必要な費用の貸付資金です。  
 (緊急小口資金)  
 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の貸付資金です。

### ○ 教育支援資金

(教育支援資金・就学支度費)  
 高校、大学、短大、高専、専門学校への就学に際し授業料などに必要な費用及び入学する際に、必要な費用を貸し付ける資金です。

### ○ 不動産担保型生活資金

(不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金)  
 高齢者世帯及び要保護高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として、生活資金を貸し付ける資金です。

### ■ご利用いただける世帯(貸付対象)

島根県内に居住(又は予定)している人

- ① 低所得世帯 … 世帯の収入が一定基準内の世帯
- ② 障がい者世帯 … 身体障害者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人の属する世帯
- ③ 高齢者世帯 … 65歳以上の高齢者の属する世帯

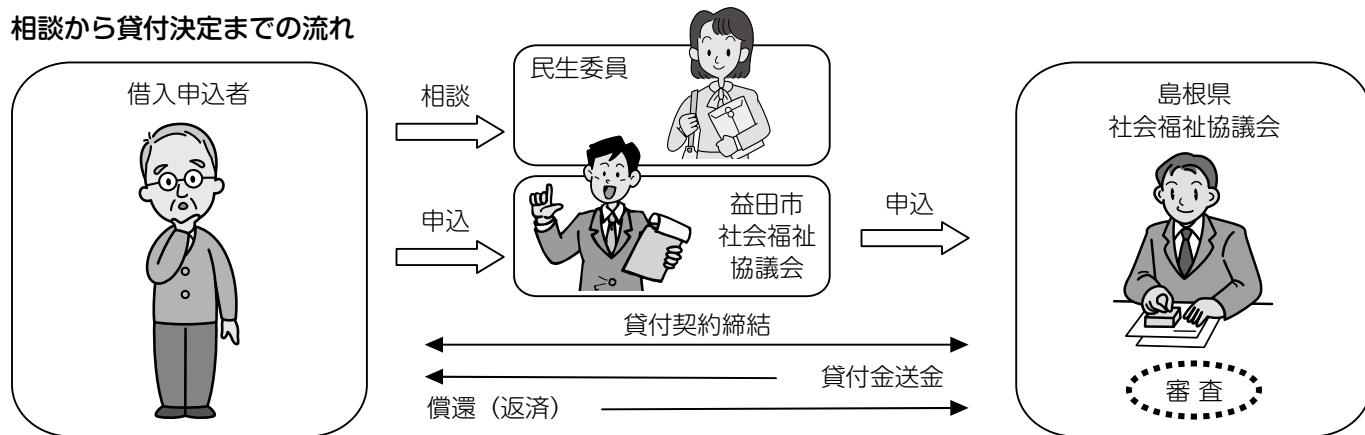
※それぞれの世帯に所得制限(収入制限)を設けています。

また、他の公的資金等の貸付を受けることが可能な世帯は、原則として貸付対象となりません。

### ■ご利用に際して

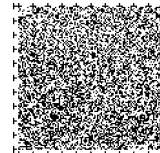
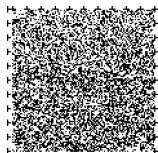
- ① 生活福祉資金は、個人ではなく世帯を単位として貸し付けます。会社組織や団体は貸付対象外です。
- ② 民生委員の相談支援が必要です。
- ③ 連帯保証人が必要です。この場合は無利子です。(不動産担保型生活資金を除く。)連帯保証人がいない場合でも利用できますが、利子(年1.5%)が加算されます。  
 \* 償還期間は貸付資金や貸付金額によって異なります。償還期限内を過ぎた場合は、残元金に対して延滞利子が加算されます。(年10.75%)

### 相談から貸付決定までの流れ



\* 申込から資金交付までの期間は、総合支援資金・福祉資金・教育支援資金は1ヵ月～2ヵ月程度(緊急小口資金は1週間程度)、不動産担保型生活資金は数ヶ月かかります。

【お問合せ】 詳しいことは、各地区民生委員または益田市社会福祉協議会(☎22-7256)にお問合せください。



善意の輪

(平成24年9月1日～平成24年9月30日)

敬称略

〔香典返し〕

(故)能地 義章 (高津五丁目)  
(故)金丸加根重 (七尾町)

村上 芳喜 (水分町)  
田中 和美 (高津四丁目)

渡辺 芳枝 (下種町)  
吉田 春美 (向横田町)

(故)宅野 一男 (高津二丁目)  
田村 貴信 (乙子町)

(故)新 幸治 (高津六丁目)  
宮内 憲昌 (高津一丁目)

松本 行子 (水分町)  
藤永恵美子 (遠田町)

西田 勝則 (美都町都茂)  
大畑 松江 (匹見町紙祖)

(故)藤井 初義 (匹見町広瀬)  
(故)渡邊 勝一 (匹見町紙祖)

川内 定美 (多田町)  
藤井 初義 (匹見町広瀬)

〔見舞返し〕

齊藤 常子 (喜阿弥町)

〔お祝い返し〕

金一封

皆様から寄せられました善意の寄付金は、ご意志に沿って、地域福祉活動事業費や福祉基金積立の原資として大切に活用させていただきます。誠にありがとうございました。

災害時には、あなたの力が必要です。

島根県災害ボランティアバンク登録者募集!

島根県災害ボランティアバンクは、災害時にボランティア活動を行う意志のある個人又は団体を登録し、迅速かつ円滑なボランティア活動につなげることを目的として、島根県社会福祉協議会が設立したバンクです。

個人登録

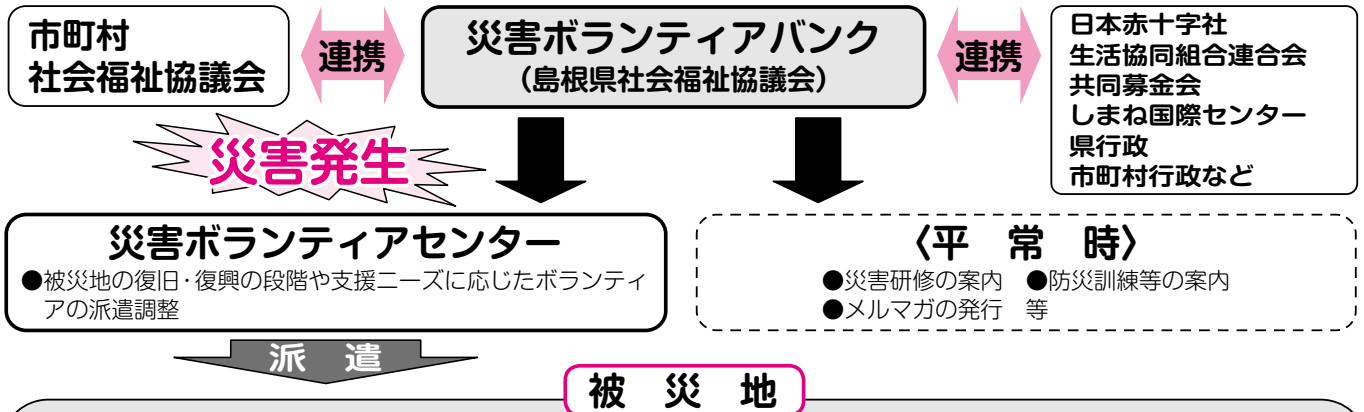
- 泥出し、がれき撤去など、一般的な支援活動を希望する方
- 個人の資格や技能等を生かして専門的な支援活動を希望する方  
医師、看護師、薬剤師、社会福祉士、水道・電気・土木・通信の技術を有する者、理美容師など

団体登録

- 職場、事業所、サークル、グループ、組合等の単位で、泥出し、がれき撤去など、一般的な支援活動を希望する団体
- 職場、事業所、サークル、グループ、組合等の単位で、健康支援やライフラインの復旧等の専門的な支援活動を希望する団体

- 【登録条件】 ●島根県内に在住する者又は所在する団体であること  
●個人又は団体を構成する者が、登録しようとする年度の4月1日現在で、15歳以上であること

登録



登録はこちらから

県民活動応援サイト「島根いきいき広場」  
<http://www.shimane-ikiiki.jp/>  
※「災害等関連情報」ページよりご登録ください。

登録に関するお問い合わせ

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会  
島根県ボランティア活動振興センター  
TEL 0852-32-5997/ FAX 0852-32-5982  
E-mail voc@fukushi-shimane.or.jp

# 子ども体験広場『千鳥園』 ～自分の責任で自由に遊ぶ～

代表 松崎 正

千鳥園は、ヨーロッパを中心に広がった「プレーパーク(遊び場)」の考え方を学習できたことから、子どもの自由な遊び場づくりを目指し平成15年に開設しました。

自宅近くの私有地を開放し、地域の方のご協力を得て、子どもの育ちに必要な遊具や広場、施設環境等を創り出しました。

活動内容は、「ボランティアハウス」として、平日午後の放課後児童の受け入れと、「プレーパーク」としては毎月一回土曜日に、親子を対象とした体験活動に取り組んでいます。

対象は、安田小学校区内の小学生ですが年々利用者が増加し、本年度の登録児童数は113名となりました。保護者にとっても安心して子どもを預ける拠点になるとともに、保護者と地域住民の交流の場にもなっており、アイス作りやソーメン流しなど季節毎の企画が楽しみにされています。

遊びを通じ、上級生と下級生の異年齢間のつながりができ、お互いに相手を思いやる気持ちも生まれています。また、施設内の遊具を使ったり、園内を走り回ることによって、体力や運動能力の向上にもつながることが期待されます。

今回、社会福祉協議会の福祉活動助成事業に採択され、施設内にブランコを新設し、多くの子どもさんに喜ばれております。



田植えを体験。今年もおいしいお米をつくるぞ～!



新設されたブランコに子どもたちも大喜び

## かかし 案山子たちも秋の交通安全運動に大活躍

道川地区 高齢者サロン きばらしの家「三の滝」

今年6月からレクリエーションの一環として案山子づくりを行ってきました。

発泡スチロールを削って顔を仕上げ、わらと竹を組み合わせて作った体に、家から持ち寄った服や毛糸で衣装を着せて、思い思いのユニークな案山子を完成させました。

出来あがった15体の案山子は、国道191号沿いに流れる匹見川の護岸にたすきをかけて立ち、ドライバーや地域の人たちの目を楽しませるとともに、秋の交通安全運動のPRに一役買っています。

案山子たちは、9月28日には、道の駅匹見峡に設置したテントで、通りかかったドライバーへ交通安全を呼びかけました。



案山子たちも交通安全PRに一役

## 「歳末たすけあいバザー」へのご協力のお願い

益田市社協では、総合福祉センターロビーにおいて「歳末たすけあいバザー」(11月27日～12月17日)を実施します。

ご家庭で眠っている物品がありましたら、ご提供いただきますようお願いいたします。物品に関しては、衣類を除く日常生活用品で、未使用のもの(できれば箱付)とさせていただきます。

提供にしましては、益田市総合福祉センター、益田市社協の美都・匹見各支所または地区振興センター(公民館)までご持参下さい。(受付期間10月末～12月7日)福祉センターご来場の際には、ご利用ください。

